

(仮称)調布市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成27年1月22日(木)～平成27年2月20日(金)
- (2) 周知方法 平成27年1月20日・2月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階子ども政策課・児童青少年課, 公文書資料室, 神代出張所, 教育会館, 各図書館・公民館・地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 子ども家庭支援センターすこやか, 子ども発達センター, 各公立保育園・児童館, 公設民営園及び分園を含む各私立認可保育園, 各認証保育所・家庭福祉員, スマート型保育施設, 各グループ型保育施設・幼稚園・学童クラブ, 青少年ステーションCAPS
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所子ども政策課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 74件(10人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	6件
第1章「計画の概要」に対する意見	8件
第2章「理念等」に対する意見	2件
第3章「調布市の現況」に対する意見	20件
第4章「事業計画」に対する意見	13件
第5章「母と子どもの健康支援」に対する意見	2件
第6章「特別な配慮が必要な子どもへの支援」に対する意見	2件
第7章「子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性」に対する意見	4件
第8章「計画の推進にむけて」に対する意見	1件
資料編に対する意見	3件
その他意見	13件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	意見の概要	市の考え方
全般	1	ご担当がパブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	御意見のとおり、提出意見の要約は極力行わず、原則全文を掲載していますが、第三者の利益を害するおそれがある場合は、調布市パブリック・コメント条例第9条に基づき、提出意見の全部又は一部を公表しない場合もあります。
全般	2	● 全体 待機児童対策（学童を含む）を、とにかく市政の最優先課題として位置付け、他の不要不急の事業から予算を取ってでも、この事業を推進すべきである。	待機児童対策につきましては、市の最上位計画である調布市基本計画と整合を図り、利用状況等を考慮し、財政的検討を踏まえた上で保育施設を整備していく目標値となっています。保育及び学童クラブ待機児童対策は、市の最優先課題の1つでもありますので、今後も、引き続き、積極的に推進してまいります。
全般	3	● 全体 財政的検討が記載されてない。	
全般	4	● 全体 財政的制約からかわからないが、ニーズが高いにもかかわらず、自主規制している箇所がうかがえる。これは正しくない。きちんと現実の姿（ニーズはニーズとして示し、一方でそれと大きくかい離していたとしても、実力・現実はこちらまでであると示すべきである。見える化（見える管理）をしないと、問題を結果として隠ぺいしたり、先送りし、判断を誤ることになる。	（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画（案）は、調布市子ども・子育て会議の中で全12回にわたって議論してまいりました。会議では、平成25年度に実施した「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により算出した保育需要量（保育ニーズ）やこれまでの保育所等利用実績などを基に、多角的な議論をいただき、今後5年間の事業計画を策定いたしました。会議内容については、市のホームページにて資料等を公開しています。
全般	5	● 全体 不要な図表が多くある一方で、保育需要を正しく予測するために本当に必要なデータが欠けている。	（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画（案）では、子ども・子育て支援法の中で明記されている内容を中心に、必要な図表を示しています。
全般	6	● 全体 ニーズ調査によらず推計 第4章の多くの事業において「量の見込み」を十分な説明もなく「ニーズ調査によらず推計」しているが、恣意的になり、好ましくない。 一番大きな問題は、「小学校低学年の待機児童」といえる、小学校低学年の学童保育のニーズが現状の2倍あることがニーズ調査から読み取れるにもかかわらず、ニーズ調査によらず推計し、結果としてニーズの半分のままの計画である。このような恣意的なやりかたは許容できない。見直すべきである。	量の見込みは、ニーズ調査を基に様々なデータ分析、子ども・子育て会議での多角的な議論を経た上で決定しています。学童クラブ事業の量の見込みにつきましても、ニーズ調査結果や将来の児童数推移などを考慮した上で推計しています。

第1章 計画の概要

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 1～2 1 計画策定の背景や趣旨及び2 計画の位置づけ	7	<p>● P. 1～2 「1 計画策定の背景や趣旨」及び「2 計画の位置づけ」 「次世代育成支援対策推進法」（H27年3月末までの時限立法が、H37年3月末まで延長）と「子ども・子育て関連3法」が並存するが、その関係、及びそれらとこの計画との関係がわかりにくい。 「次世代育成支援対策推進法」にもとづく計画は任意になったようだが、調布市ではどのようにしているのか？並存するのか、包含されているのか？わかるように記載すること。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく計画策定が任意であるため、個別計画としての策定は行いませんが、これまでの調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）の基本的な考え方を、（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画（案）へ継承し、調布市子ども条例の理念を具現化するため、子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業を展開していきます。</p>
P. 1～2 1 計画策定の背景や趣旨及び2 計画の位置づけ	8	<p>● P. 1～2 「1 計画策定の背景や趣旨」及び「2 計画の位置づけ」 この計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく計画とのことだが、「P. 55 2 子どもの貧困対策の推進」については、「子どもの貧困対策法」や「子どもの貧困に関する大綱」には関係しないのか？関係するならそれらにも触れるべきである。</p>	<p>「P. 55 2 子どもの貧困対策の推進」については、「子どもの貧困対策法」や「子どもの貧困に関する大綱」にも触れた内容に記述を変更します。</p>
P. 1～2 1 計画策定の背景や趣旨及び2 計画の位置づけ	9	<p>● P. 1～2 「1 計画策定の背景や趣旨」及び「2 計画の位置づけ」 この計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく計画とのことだが、「P. 56 3 困難を有する若者への支援」については、「子ども・若者育成支援推進法」に関係しているようなので、その法にも触れるべきである。</p>	<p>「子ども・若者育成支援推進法」にも触れた内容に変更します。</p>
P. 2 2 計画の位置づけ	10	<p>● P. 2 「継承」と「包含」の意味は？ 文章記述及びイメージ図において、以下の各計画（①、②、③）の関係が理解できない。誤解なきように記載すること。 ① 調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画） ② 調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画） ③ 「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」及び「子ども・若者計画」 ①「調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」において、現在独立して存在する計画である②「調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」、③「母子保健計画」、、、、を包含したのであれば、図において、③「母子保健計画」などは②「調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」と同じ枠に入れるのではなく、それぞれ単独の枠にすること。現状の図では、「母子保健計画」などはすでに②「調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」に包含されているように見える。 なお、③「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」及び「子ども・若者計画」は、「調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」の策定と同時に廃止されるということですね？</p>	<p>「母子保健計画」及び「母子家庭及び寡婦自立促進計画」は、これまでの調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）に包含しており、調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）へも引き継ぎます。 「放課後子ども総合プラン」及び「子ども・若者計画」は、新たに「調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」に包含します。いただいた意見を踏まえてイメージ図を修正いたします。</p>
P. 2 2 計画の位置づけイメージ図	11	<p>● P. 2 計画の位置づけイメージ図 P. 2 の文章とイメージ図が一致しない。調布市子ども条例は、「調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」にもかかるのではないかと「次世代育成支援対策推進法」も記載すべき。</p>	
P. 3 5 計画策定にあたって (2) 現在の利用状況及び利用希望の把握	12	<p>● P. 3 5 計画策定にあたって (2) 現在の利用状況及び利用希望の把握 「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の配布数（就学前：2295、小学生：1615、中学生：1447）の根拠や、それぞれの集団の全体の数を記載すること。調査結果の統計処理の信頼度に関係する。例えば、それぞれの「20%」であるなど。</p>	<p>市では、調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を平成25年度に実施しました。就学前児童の保護者用調査票は2,295人に配布し、1,412人から回収しました。小学生児童の保護者用調査票については1,615人に配布し、919人から回収しました。中学生用調査票は1,447人に配布し、649人から回収しました。具体的な内容につきましては、調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書を御参照ください。</p>
P. 4 コラム（子ども・子育て支援新制度とは？）	13	<p>● P. 4 コラム（？）子ども・子育て支援新制度とは？ P. 4 の「子ども・子育て支援新制度とは？」は、「1 計画策定の背景や趣旨」に含めて、「2 計画の位置づけ」の前に置く方が理解しやすい。</p>	<p>御意見のとおり、「子ども・子育て支援新制度とは？」のコラムを「1 計画策定の背景や趣旨」の後に修正いたします。</p>

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 1～4 第1章全般	14	<p>● 追加「子ども・子育て支援新制度とは？」を受けて、「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）とは？」を追加すること。</p> <p>「子ども・子育て支援新制度とは？」を受けて、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」から「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」に移行するにあたっての変更点の概要を記すこと。</p> <p>これなしに、いきなりP. 5～の「各論」に入られると、策定関係者は別にして、第三者には、木は見えるが森が見えないし、以前の計画との比較（PDCA）もできない。</p>	御意見にあります。「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）とは？」に対応する部分といたしましては、第1章計画の概要（2計画の位置づけ）を参照していただき、また、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」は「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」に移行されるものでなく、基本的な考え方等を継承していくものなので、変更点の概要を記載することは考えていません。

第2章 理念等

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 5 1 計画の目的	15	<p>● P. 5 1 計画の目的</p> <p>「子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化し」とあるが、どの制度を一元化するのですか？ また、どの財源を一元化するのですか？その財源の規模はいくらですか？</p>	子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を共通の給付とするなど制度を一元化しています。また、これまでの子ども・子育て支援関連の財源については、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省が所管していましたが、子ども・子育て支援新制度では、内閣府に財源が一元化されることとなります。国の平成27年度予算については、平成27年1月に政府予算案が閣議決定され、現在、国会で審議を行っているところです。予算成立が前提となりますが、約5,100億円程度が子ども・子育て支援新制度に基づく各事業に活用される予定です。
P. 5～6 2 基本理念	16	<p>● P. 5～6 「調布市保育総合計画」との整合性</p> <p>「なお、本計画における保育施策については、待機児童対策や保育サービスの充実等の調布市のあり方について定めた「調布市保育総合計画」（平成24年6月）と連動して取り組むものとします。」とあるが、「連動して取り組む」とはどういう意味か？整合性は取れているのか？取れてなければ、修正してから「連動して取り組む」ことをしないとおかしいことになる。</p> <p>そう問うのは、「調布市保育総合計画」は、いくつかの基本的な問題（1つは、公立公営保育園を公立民営保育園にすること、2つは、補助金が多く得られる認証保育所を増設すること、3つは、待機児童ゼロになるに十分な量が確保できるものか）があるから。1と2については、質の低下を懸念する多くの意見が、「調布市保育総合計画」（平成24年6月）策定時に実施されたパブリック・コメントにおいて寄せられた。</p> <p>3（待機児童対策）については、この計画の数字は、「調布市保育総合計画」の数字と同じか？同じでなければ、「調布市保育総合計画」の数字をこの計画の数字に合わせて修正する必要があるのではないか？</p>	本計画は、調布市の保育行政の指針である調布市保育総合計画の考え方と連携することとしています。従って、計画本文を修正いたします。なお、本計画で定める需要量に対する確保方策については、調布市保育総合計画と整合を図る必要があるため、今後、調布市保育総合計画の修正を行う予定です。

第3章 調布市の現況

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	17	<p>◆ 意味のない情報や整合性のとれてない情報が多い一方で、必要な情報が載っていない。何がこの「計画」に必要な情報で、何が不必要な情報か考えてないようだ。</p> <p>保育所、幼稚園、学童保育などの需要を知りたいとして、それを対象児童数の過去から現在、将来へのトレンドでみる。また、その理由・原因（人口増（自然増＝出生率、社会増）、親の就労状況など）を分析するのではなく、ただ関連する図を並べたに過ぎないようだ。</p> <p>不要な図や情報を省き、必要な情報を追加したり、図を統合して、最小限にすべきである。例えば、（1）と（2）は削除し、（4）だけで十分である。</p>	第3章については、表題のとおり「調布市の現況」を記述しています。また、人口全体の推移から、就学前児童数の推移、出生数の推移など、子どもに関する情報を多く記述することにより、調布市における子育てに関する現況がより明確になると考えています。

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	18	◆まず、「現況」という固定観念で、「現在」までの「過去」の情報のみを記載しているが、計画は将来のものだから、（現況と別でもよいから）将来予測の情報が絶対に必要である。その意味では、（4）だけがまともな図で、昭和60年まで遡る必要があるか疑問だが、計画年度を含む平成35年までの数字が掲載されている。	人口全体の推移から、就学前児童数の推移、出生数の推移など、より子どもに関する情報を示すことにより、読み取りやすくなると考えています。御意見のとおり、「調布市の将来人口推計（平成26年3月）10月1日基準」資料を引用し、将来予測の見込みを示すこととしています。また、本計画の策定にあたり、平成25年度に実施した「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により、将来的な保護者の就業希望や、教育・保育事業の利用希望について把握しています。
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	19	◆各図表の「年」がばらばら。（1）昭和60年～平成26年、（2）平成20年～平成26年、（3）平成7年～平成26年、（4）昭和60年～平成35年。 ただ引用するだけなら誰でもできる。この計画に必要な情報に加工すべきである。	各図表は、引用している資料が異なることから、すべて同じ年にすることが困難でありますので、現状どおりの表記とします。
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	20	◆（1）人口の推移 ・ほとんど意味のない図で、削除すること。P.11（4）の図の情報だけで十分。 ・なぜ昭和60年が必要？なぜ平成31年度までがないの？（その先もあったほうがよい）。将来人口までの図にすること。計画を策定するための情報でしょ！ ・年齢3区分別人口がなぜ必要？待機児童数に対応する就学前児童数（（2）にあるが、統合できるのでは？）小学生、、などの数字が必要。	第3章については、表題のとおり「調布市の現況」を記述しており、様々な角度から調布市の現況を表記しています。P. 9の「（1）人口の推移」の図は、調布市のこれまでの年齢3区分別人口の推移をお示ししているため、平成31年度までの情報は記述していません。将来人口については、P11の「（4）人口推移と将来予測等」の図中に記述しています。
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	21	◆（2）就学前児童数の推移 ・この情報だけなら、（1）人口の推移に統合できるし、（4）があるので、削除すること。 ・平成31年度まで将来予測数字を載せること ・平成26年の数字「11744」（P.15にも）は、（4）の数字「11793」と異なっているが、同一であるべきでないか？出典の違いが相違の理由か？ ・（4）により多くの情報を加えたとするなら、0歳、1～2歳、3～6歳（就学前）、小学1～3年、小学4～6年、中学、高校といった、この計画に必要な数字を図表で掲載すること。	市の現況の中で、就学前児童数については、「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期」を記載していく上で必要な図として表記しています。将来予測の数値は推計値としてP. 11の「（4）人口推移と将来予測等」の図に明記しています。なお、P. 10の「（2）就学前児童数の推移」の図とP. 11の「（4）人口推移と将来予測等」の図の数値が異なるのは、両図の出典資料が同一のものではなく、基準日が異なっているためです。
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	22	◆（3）出生数の推移 ・ほとんど意味のない項目で、削除すること。ここで必要な情報は、出生数＝0歳児の数であるが、就学前児童数の推移の内訳として、「0歳、1～2歳、3～6歳（就学前）」が見えるようにすべきである。	出生数と東京都・調布市の合計特殊出生率の推移を読み取ることで、必要な図として表記します。
P. 9～11 1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測率）	23	◆（4）人口推移と将来予測等 ・この図1つで、（1）（2）をカバーし、おまけに将来予測値まである。 ・総人口の左目盛（10万～24万：比率1～2.4）と就学前児童数の右目盛（9千～13千：比率1～1.44、）で2倍近く比率が違っているので、就学前児童数の変化が総人口の変化に対し、2倍近く強調されているのは、錯覚をさせるので好ましくない。同じ目盛の比率にすること。 （参考）S60比の人口増加率 20%（H26）、23%（H35）、就学前児童数減少率 -24%（H8）、-7.7%（H26）、-13%（H35）	人口全体の推移から、就学前児童数の推移、出生数の推移など、より子どもに関する情報を示すことにより、読み取りやすくなると考えています。また、御意見のとおり、左目盛、右目盛比率が異なりますが、図として読み取れることから、現状どおりの表記とします。

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 12~14 2 保護者・児童の現状	24	◆ P. 12 (1) 就業状況、 「就業率」しか見てない偏った見方をしているので、問題の本質（就業数の増加）が見えてないようだ。 (1) 就業状況においては、女性就業者数の増加（7千人、19%増 H22/H2）に注目すべきである。女性就業率はH2~H22で大きな変化がないが、女性人口が増えたということになる。このことを記載すべきである。	平成2年から平成22年までの女性就業者数が約19%増となっていることが読み取れる図でありますので、就業者数についても文章で追加記載いたします。
P. 12~14 2 保護者・児童の現状	25	◆ P. 13 (2) 女性の就業率の推移 M字カーブ（年齢層別「就業率」）しか見てない偏った見方をしているので、問題の本質（就業数の増加）が見えてないようだ。 (2) 女性の就業率の推移においては、H7年~H22年でM字カーブに大きな変化はないが、就業者数には、大きな変化がある。年齢層別の女性就業者（及び女性人口）の図を追加すること。 そうすれば、多分（女性）人口増が保育需要の主要な要因のひとつであることが見えてくると思われる。	
P. 12~14 2 保護者・児童の現状	26	◆ P. 14 (3) 保護者の就労形態 結果論かもしれないが、ほとんど意味のない数字である。第1次、2次、3次産業への就労数・比率の違いで、保育需要にどのように影響するのか説明されたい。	調布市の就労状況を様々な角度からお示するため、表記しています。
P. 12~14 2 保護者・児童の現状	27	◆ 「P. 13(2)女性の就業率の推移」及び「P. 14(3)保護者の就労形態」 P. 14「(3)保護者の就労形態」とあるが、この図は、調布市の全就業者（保護者以外を含む）の統計ではないか？	調布市民全体の数値でありますので、「保護者の就労形態」から「産業別就業者数の推移」と修正します。
P. 12~14 2 保護者・児童の現状	28	◆ (ばらつきの少ないであろう女性) 保護者の年齢層の図表を追加すること 保育需要予測のための重要な指標である。	女性の保護者の年齢層の図表につきましては、P. 13の「女性の就業者数と就業率の推移」の図を御参照ください。
P. 15~16 3 子育て支援の現状（施設の状況） (1) 就学前児童数と利用施設	29	◆ もっとも重要な情報であるが、不完全・部分的で全体が見通せるデータがない。	今後の教育・保育需要を予測していく中で、教育・保育需要の直近データをお示しするものとして、P. 15の「平成26年保育所等利用施設別の児童数（就学前）」を記載しています。
P. 15~16 3 子育て支援の現状（施設の状況） (1) 就学前児童数と利用施設	30	◆ (1) 就学前児童数と利用施設 P.15の上部の「就学前児童数と認可保育所入所数の変化」の表の平成26年分の情報は、下部の「平成26年 保育所等利用施設別の児童数（就学前）」に含まれている。この下部の表を平成26年だけでなく、過去の各年度と将来の平成31年度までの各年度について付録でよいから記載すべきである。この表があれば、全てがわかる。	将来の幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、P. 21から各年度で表記しています。
P. 15~16 3 子育て支援の現状（施設の状況） (1) 就学前児童数と利用施設	31	◆ P. 16の「保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移」の表及び「保育需要率と認可保育所入所率と幼稚園入園率の推移」の表 これら2つの表の欠陥は、平成27年度~31年度の予測がないこと。この表からは、保育需要率が右肩上がり増大していて、平成26年度で37.5%まで来ているが、どこまで行けば飽和するかという予測値が見えない。しかし、P. 21~23の平成27~31年度の予測値があるのだから、それを加えた表にすること。 そうすることで、逆にP. 21~23の平成27~31年度の予測値が妥当かどうか見えてくる。	第3章については、表題のとおり「調布市の現況」を記述しています。国が平成25年4月に発表した「待機児童解消加速化プラン」では、保育ニーズのピークを平成29年度としており、当計画においても、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指すものとなっています。具体的な確保方策については、P. 21~P. 23に表記しています。なお、確保方策については、調布市子ども・子育て会議の中で、議論してきました。会議では、平成25年度に実施した「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により算出した保育需要量（保育ニーズ）やこれまでの保育所等利用実績などを基に、多角的な議論をいただき、今後5年間の事業計画を策定いたしました。会議内容については、市のホームページにて資料等を公開しています。

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 15～16 3 子育て支援の現状（施設の状況） （1）就学前児童数と利用施設	32	◆ P. 16の「保育需要と認可保育所入所率と幼稚園入園の推移」の表及び「保育需要率と認可保育所入所率と幼稚園入園率の推移」の表 就学前児童の全体のデータだけでなく、「0歳」「1～2歳」「3～6歳（就学前）」の3つの層の内訳のデータを記載すること。単に就学前児童の全体の「保育需要率」、「認可保育所入所率」や「幼稚園入園率」を示しても意味がない。 各層別の、たとえば、3～6歳児の、①全児童数、②保育需要（率）、③認可保育所入所（率）、④幼稚園入園（率）を示すべきである。（「①=②+③+その他」が見えるものを）	各層別の内訳につきましては、P. 15の「平成26年 保育所等利用施設別の児童数（就学前）」の図表を御参照ください。
P. 17 3 子育て支援の現状（施設の状況）（2）調布市の待機児童対策と現状 ①これまでの待機児童対策	33	◆ 文章に、潜在需要を含めた保育需要の伸びをこれまで適切に予測できなかったことをしっかりと記載すべきである。	（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画（案）は、現時点での保育需要率等も勘案し、潜在的ニーズを見通し、計画されていることを追加して文章に明記します。
P. 17 3 子育て支援の現状（施設の状況）（2）調布市の待機児童対策と現状 ①これまでの待機児童対策	34	◆ 「保育所定員数と待機児童数の推移」の表に、①就学前児童数、②保育需要率、③P. 21～23の平成27～31年度の予測値を追加すること。（P. 21～23の平成27～31年度の表はワークシートの的なもので全体が見えない）。	第3章については、表題のとおり「調布市の現況」を記述しています。将来に向けた予測値は、P. 21～P. 23に記載している平成27年度から平成31年度のそれぞれの図表を御参照ください。
P. 18 3 子育て支援の現状（施設の状況）（2）調布市の待機児童対策と現状 ②待機児童地域分布及び年齢別詳細	35	◆ 「①これまでの待機児童対策」の図のデータを各地域ごとにbreakdownして、地域差がないか示すこと	子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。調布市では、全市を1区域として捉えて設定していますので、地域ごとの待機児童対策の記載については考えていません。
P. 18 3 子育て支援の現状（施設の状況）（2）調布市の待機児童対策と現状 ②待機児童地域分布及び年齢別詳細	36	◆ 大型の集合住宅が建設されている地域があるが、そのような需要予測を織り込むべきである。	（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画（案）は、現時点での保育需要率等を勘案し、将来の教育・保育需要を見込んでいます。大型集合住宅の建設計画等の情報については、担当部署からの情報収集に努め、保育施設等の誘致・整備に可能な限り反映させていきます。

第4章 事業計画

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 20 3 幼児期の学校教育・保育（施設型給付） （2）確保方策の考え方	37	● P. 20 3（2）確保方策の考え方 表は、施設数だけでなく、定員数も記載すること。P. 21～23は、ワークシートの詳細すぎて最も重要な数字が埋もれて見えない。 P. 21の平成28年度の表によれば、ここで待機児童ゼロになる（需要の伸びに追いついた）と見込んでいるのだから、そのことを書くべきである。但し、一旦待機児童ゼロになっても、保育需要は継続して伸びるので、その伸びに合わせて定員を増やす（安心して置いてきぼりを食わないように同等(以上)の増加のペースで）動的な考え方を記載すべきである。	P. 21～P. 23の平成27年度～平成31年度の図は、子ども・子育て支援法で定められた事項をまとめた内容であり定員数及び施設数を明記しています。しかしながら、ご指摘のとおり、確保方策（施設整備数）がわかりづらいため、法定された記載内容ではありませんが、P. 20の下図に施設整備数に特化した確保方策を記載しています。 なお、P. 21～P. 23の平成28年度及び平成29年度の図注釈に確保方策量について記載しています。

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 21～23 3 幼児期の学校教育・保育（施設型給付） （3）幼児期の学校教育・保育の量の見込み、 提供体制の確保の内容及びその実施時期	38	<ul style="list-style-type: none"> ● P. 21～23 （3）幼児期の学校教育・保育の量の見込み、 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な指標が抜けている。各学齢の児童数を表に追加すること。 ・「量の見込みA」は根拠ある数字か？保育需要率ではどれくらいの数字か？それはどのようにして導かれたか示すこと。 ・「*4 平成28年度で確保方策量が量の見込み数を上回る計画」を「量の見込み数に追いつき、少し上回る計画」とするほうがわかりやすい。 ・平成29年度の注として、「*5 平成28年度時点で、確保方策量が量の見込みを上回っていますが、保育需要の伸びを見込んで、継続して定員の確保を行う計画」とあるが、「保育需要の伸びが継続することを見込んで」とするほうがまぎれが少ない。一旦待機児童ゼロになったらそれ以上の定員増不要と誤解されることを避けるために <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、各年度の需要率の推移を示し、本当にこれ以上潜在需要が出てこないか示すこと。その飽和需要率の数値を示すこと（「保育総合計画」の40数%よりはるかに高い数字になるはず） 	子ども・子育て支援法では、認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。0歳児については必要量が1・2歳と必要量が大きく変わることを想定し、年齢を分けて記載することを基本としていますので、表記を統一しています。また、平成28年度及び平成29年度の注釈の文言につきましては、御意見のとおり、修正します。
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 （3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー）	39	<ul style="list-style-type: none"> ● P. 27～4 地域子ども・子育て支援事業（3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー） <ul style="list-style-type: none"> ③ 学童クラブの事業の量の見込みを、「低学年についてはニーズ調査によらず推計」しているのはおかしい。ニーズ調査からは、ニーズが現状の2倍あると読めるが、どうしてそれを示して、そのうえで、どの程度対応するか決めるべきである。ニーズ調査結果を「隠して」、現状の延長線上の計画を作ることは許されない。 待機児童問題は、保育所だけでなく、小学校1年生のカベがある。また、貧困の連鎖にも係る課題であり、問題を明らかにし、P. 21～23と同様に需要予測をしっかりと行っていくべきである。	ニーズ調査結果による量の見込みは、関連調査項目の結果をかけたシミュレーションにより算出されるものであり、必ずしも現実的な潜在ニーズを捉えられるものではありません。実際にニーズ調査結果から算出した推計値は、平成26年度の入会者数を下回ったことから、今回、低学年の量の見込みについては、将来の児童数推移を推測している市の教育委員会が算出した「調布市教育人口等推計報告書」の数値をもとに、学童クラブ事業の量の見込みを推計しています。
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 （3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー）	40	学童保育について 現状の開所時間だと、調布在住のほとんどが都内に通勤していて通勤に1時間程度かかり、小学校に入ると時短勤務もできなくなる会社が多いという事実を考えると現実的に19時には間に合わない方も多いのではないのでしょうか？もう少し長く延長できるとありがたいです。	子どもの家庭・学校・学童の生活サイクルを考えると、市としましては、最大19時までと考えています。
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 （3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー）	41	①現在、学童保育で車いすの子どもを受け入れられるところが、数か所しかありません。親の就労を保障するという意味からしても、早急にどこの学童クラブもバリアフリーにしてほしいと思います。	障害児へ配慮は必要な取り組みと認識していますので、今後の課題として参考意見として承ります。
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 （3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー）	42	②放課後等デイサービスで、身体障害のある子どもを受け入れている事業所は「びっころ」しかありません。びっころも知的は利用年数を制限したりして、身体の子もたちが長く利用できるように工夫はしてくださっていますが、それでも知的と比べると他の事業所がない分、利用日数が少ないのが現状です。身体障害のある子どもたちが、もっと日数を利用できるようにしてほしいです。	身体障害のある子ども（医療的ケアが必要な子ども含む）を受け入れている放課後等デイサービス事業者に限られていることも踏まえ、今後の施策展開に繋げ、また、既存施設の課題点を改善し、サービスの拡充を図ることができるよう担当課と連携してまいります。
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 （3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー）	43	③びっころは送迎がなく、車いすの子どもを連れて帰るのにはどうしても車でなければなりません。しかし、雨の日は屋根のない場所で乗り降りをしてはいけないので、屋根のある正面玄関あたりまで車を入れられるようにしてくださいと助かります。	
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 （3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後遊び場対策事業（ユーフォー）	44	④医療的ケアのある子どもの受け入れ先がありません。何とかしてください。	

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)・放課後遊び場対策事業(ユーフォー)	45	⑤現在の学童クラブの形も残し、さらに障害児だけの学童クラブを作ってほしいと思います。(どちらか選択できるような形がいいです。子どもによっても、健常児とかかわった方がいい場合、そうではなく、専門性の高いスタッフと過ごすのがいい場合とあるので)	それぞれの子どもの障害特性に対応するため、今後、重度の障害児専門の学童クラブの整備していくことを本計画に明記しています。
P. 27～29 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)・放課後遊び場対策事業(ユーフォー)	46	<p>11月9日に開催された「学童クラブ・ユーフォー事業説明会」に参加させていただきましたが、そこで説明いただいた民間業者への業務委託について質問させていただきます。</p> <p>説明会では、民間への業務委託は市内を区域割りし、その区域内の施設を一括で同一の業者へ業務委託されることが決まっているようですが、これはどのような根拠に基づいて決められたのでしょうか？ http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1413419694228/simple/setumeikaisiryu.pdf (12頁)</p> <p>本来、民間への業務委託は、民間活力を導入することによって、競争原理を働かせ、サービス向上をはかることが目的であると思うのですが、今回導入された区域ごとに同一業者に委託するという方法で、生じるメリットは、業務委託者である市と受託者である民間業者の業務管理の簡便さが優先されているように感じました。</p> <p>そもそも学童およびユーフォーは、育成中の教育指針が明確でないせいか、育成内容が一律でないように感じます。教員の資質や施設の運営方針によって、育成内容にばらつきが生じているというリスクを、利用者はすでに抱えています。今後、学童やユーフォーに待機児童が出る恐れがあり、入所がままならないという更なる不利益が確定しているならば、なおの事、少なくとも利用者が、施設利用の希望を出す上での選択肢の多様性を担保することは、市の義務ではないでしょうか？</p> <p>また、この方式ですと、もしも委託した業者が、何らかの事故を起こして、業務停止になった場合には、その地域内の学童、ユーフォーの業務が学区内でストップすることになります。そうなった場合、市が直営している児童館だけで、そのリスクを確実にカバーできるのでしょうか？</p> <p>本来の民間への業務委託の趣旨を考えるならば、市は、同一学区内の学童、ユーフォーは、複数の民間業者に委託し、サービスの向上のための競争を促し、利用者に多様な選択肢を提供するべきであると考えます。この点について、計画案ではご一考いただきますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>市では、学童クラブとユーフォーを連携し、サービスの拡充を図るため、平成27年度から学童クラブ分室及びユーフォーを業務委託いたします。区域割りについては、地域ごとに同一事業者が受託することで、児童の交流や情報共有なども図りやすくなり、より地域単位で一体性のある運営が見込めることから、市内にある児童館を軸とした学区域を中心に分けることとしました。業務委託先の学童クラブにつきましても、育成水準にばらつきが生じないように、日頃から各施設の施設長を集めた会議を開き、情報共有に努めていますので、今後も連携を密にしていきたいと思います。また、来年度に調布における学童クラブの育成内容の指針を作成し、その方向性に沿って、児童が安全に安心して過ごすことができる「生活の場」と「遊びの場」を提供し、児童の健全な育成を図ってまいります。</p> <p>民間事業者の業務停止に関しましては、業務委託を行っても調布市立の学童クラブであることに変わりはないことから、運営を継続していけるよう市が責任をもってあらゆる対策を講じてまいります。</p>

項目	No	意見の概要	市の考え方
<p>P. 34 4 地域子ども・子育て支援事業 (8) 一時預かり事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)、子育て援助活動支援 事業(ファミリー・サポート・センター)</p>	47	<p>すこやか保育の定員増加、及び一時保育事業の利用条件拡大(リフレッシュ目的)を希望します。</p> <p>自分は昨年、横浜市から転入しました。大体、一月に一回程度リフレッシュ保育を数時間利用しており、調布市でも同様の子育て支援事業を探したところ、「すこやか」で行われていることが分かりました。</p> <p>一時保育の申し込みをしようと問い合わせたところ、スタッフの方曰く、 ①申し込み開始日は、9時から電話予約を受け付ける(回線は複数有)が、なかなか繋がらず、概ね9時30分には1か月分全ての枠が埋まる。 ②直接来所申し込みも出来るが、電話予約分も含めた先着順なので、必ずしも希望の日時に予約出来るとは限らない。(9時開所だが、早い人は8時から外で待っている)</p> <p>自分は、申し込み開始日の9時から電話をかけ続け(100回以上)、9時30分前に繋がり、一日4時間の枠を予約出来ました。(自分の申し込みが終わった頃には、ほぼ全ての時間が埋まっていた)</p> <p>(仮称)調布市子ども・子育て支援事業計画(案)の就学前児童を対象に行ったニーズ調査の結果(資料編-14)、(2)お子さんの不規則の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の理由について②事業の利用目的は、「私用・リフレッシュ目的」が最も多く、7割以上である。</p> <p>にも関わらず、</p> <p>すこやか保育の定員は、現在1時間あたり3人(一日最大6人)です。</p> <p>(仮称)調布市子ども・子育て支援事業計画(案)34ページの(8)一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業での②確保方策の考え方(事業推進の考え方)の中で、より多様な理由での利用希望に答えられるよう、今後の認可保育園の整備と併せて一時預かり事業拡充の必要性についても検討しますと記載されていますが、すこやか保育の予約申し込みが殺到している現状から、リフレッシュ目的の一時保育枠拡大の必要性は明らかです。</p> <p>核家族が多く、地域とのつながりを作ることも容易でない中、たとえ一月に一回、数時間でも母親がリフレッシュをすることで児童虐待の件数が減ることも期待出来ると考えられます。</p> <p>すこやか保育の定員を急に増やす事が難しいのであれば、現在、11園で実施されている一時保育事業で、リフレッシュ目的の利用枠を各園1人確保するだけでも、母親達には朗報です。</p> <p>ぜひ、前向きにご検討を宜しくお願いいたします。</p> <p>最後に、調布市にも認定こども園が出来事を期待しています。</p>	<p>(仮称)調布市子ども・子育て支援事業計画(案)では、一時預かりの量の見込みを現時点でもニーズが多い「不規則の就労を理由に利用を希望している方」に限定して算出しています。一方で、在宅で育児されている方でリフレッシュの目的で利用できるようなサービスの必要性も認識しています。平成27年4月には、調布駅南口東地区再開発ビル内に、一時預かり・定期利用保育施設が開設予定であり、一時預かりについては、理由を問わず利用ができることとなります。今後においても、すこやか保育及び一時預かり保育事業の拡充については、今回の御意見も参考に、検討させていただきます。</p>
<p>P. 39 4 地域子ども・子育て支援事業 (13) 多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業</p>	48	<p>● P. 39 (13) 多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業 子どもと保護者の立場に立って、十分な質を保障する基準とそれを監視する運用体制を設定すること。</p>	<p>御意見の内容も含め、国や都の動向、市の実情を踏まえて事業展開を検討します。</p>
<p>P. 40 コラム(認定こども園とは?)</p>	49	<p>● P. 40 コラム(?) 認定こども園とは? 「認可保育所」という(正しい?)用語を使用しているが、P. 40 上から5行目の「認可保育園」と不整合で混乱させる(「認可保育園」と「認可保育所」はどう違うのか?)。なお、調布市は保育総合計画では「認可保育園」、「認証保育所」と(区(差)別して?)使い分けているようだが。</p>	<p>「認可保育園」として明記を統一します。</p>

第5章 母と子どもの健康支援

項目	No	意見の概要	市の考え方
<p>P. 41 2 施策の展開</p>	<p>50</p>	<p>「第5章 母と子どもの健康支援」について 「2施策の展開」に、「〇妊婦の禁煙支援」を追加すること。 また、当該意見検討に当たっては、母子保健の主管部署である福祉健康部健康推進課と協議すること。</p> <p>理由： 妊婦に喫煙習慣があると、乳幼児突然死症候群による乳幼児の死亡リスクが3倍増加します。 そのほか、早産や生まれた子どもに発達障害や知能低下が生じるリスクが2～3倍になり、さらには生まれた子どもの成長後の暴力犯罪率が2倍に増加します。 発達障害や知能障害等、育てにくい子どもが生まれると児童虐待に繋がるため、喫煙する母親の子は児童虐待に至りやすいとも言われています。 他の自治体では、母子保健において妊婦の禁煙支援に積極的に取り組んでいるところもあり、特に岐阜県の郡上市では取り組みに高い成果を出しており、母子双方の健康や育児環境の改善に資したとして全国から高い評価を得ています。 ぜひ調布市でも母子保健において妊婦の禁煙支援に取り組んでいただきたく、提案するものです。</p>	<p>市において、喫煙対策について基本的に「調布市民健康づくりプラン（第2次）」に基づき推進することとしていますが、喫煙は様々な疾病の原因となることから、「第5章母と子どもの健康支援」の「施策の展開」に「〇妊娠届出時の相談の充実」を追加し、その中に禁煙支援も明記し、今後も必要な禁煙対策に取り組んでまいります。 たばこが母子へ及ぼす影響については、第5章にも密接に関連する内容であるため、追加して、たばこ関連のコラムを作成します。</p>
<p>P. 41 全般</p>	<p>51</p>	<p>産前産後の子供と母親のサポートにつきまして。</p> <p>現時点では赤ちゃん訪問があり、それも実際に利用してとてもありがたかったので継続してほしいですが、まだまだ産後の母に対するケアを市としてサポートする仕組みや制度が欲しいです。</p> <p>例えば、調布でも〇〇クリニックでクラスがありますが、NPO法人△△が行っている産後クラスの参加費用の助成ですとか、こういった講座を市で開催するのもよいと思います。ちなみに杉並区では子育て応援券で受講できたり、△△と協業で市で講座を開催できたらよいと思います。</p> <p>これだけ子育て世代が多いと、産後うつは他人事ではないかと思いますが、こういった産後うつを防止するような取り組みはまだ知らない人は知らないのので、市としても産後母のサポート策としてぜひ知っていただきたいです。 (NPO法人△△URL記載)</p> <p>また、理事の方が調布市の方ですが、□□を利用した場合の助成があったらありがたいと思います。これも虐待や産後うつにも役立つサービスだと思います。 (□□URL記載)</p> <p>将来的にぜひ杉並区のような子育て応援券を導入してほしいです。調布市でも、●●さんなどが子育て支援活動をしているのですが、まだまだそれを知らない人もいて、子育て支援をしている団体の広報や支援を行政としても行っていただき、そういう支援があることを知らない人を減らすことを希望します。 (注)一部の固有名詞について、「〇〇」等の表記とさせていただきます。</p>	<p>健康推進課では、生後4か月目までの全戸訪問事業を引き続き実施してまいります。また、母子が宿泊・日帰りなど利用できる産後ケア施設の整備も検討しています。産前産後のサポート体制の構築については、今後の市の課題として捉えて、様々な観点から研究してまいります。</p>

第6章 特別な配慮が必要な子どもへの支援

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 43 全般	52	● P. 43 第6章 特別な配慮が必要な子どもへの支援 「次世代育成支援行動計画の計画期間終了後は、」とあるが、いつ終了するのか？たとえば、「次世代育成支援行動計画の計画期間（平成26年度末）終了後は、」などと明確に書くべきである。	記述を変更いたします。
P. 43 全般	53	● P. 43 第6章 特別な配慮が必要な子どもへの支援 要保護児童数などを記載し、施策の成果が測れるようにすべきである（定量的な評価になじまないかもしれないが、一定のPDCA的視点は必要）。	全国的な傾向と同様に、市の要保護児童数は増加傾向にあり、すこやかにある児童虐待防止センターを中心に関係機関が連携し、虐待の早期発見、早期対応につなげています。（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画（案）では、子ども・子育て支援法での必須記載事項ではありませんが、要保護児童に関する支援内容を明記しています。

第7章 子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 55 2 子どもの貧困対策の推進	54	● P. 55 2 子どもの貧困対策の推進 「子ども・子育て関連3法」だけでなく、「子どもの貧困対策法」や「子どもの貧困に関する大綱」にも関係するならそれらにも触れるべきである。	「子どもの貧困対策法」や「子どもの貧困に関する大綱」の内容については記載していますが、法及び大綱の名称も記述します。
P. 55 2 子どもの貧困対策の推進	55	● P. 55 2 子どもの貧困対策の推進 全国の数字（子供の貧困率16.3% (H25)、ひとり親世帯の54.6%(H25)、高校進学率：全国98.6%、生活保護世帯90.8%）を記載するだけ（なら誰でもできる）でなく、それと対比して、調布市の数字を記載すること。その数字がないなら、その数字を出すこと（調査など）も施策の第1に追加すること。そうでないと、施策の具体化も評価など進捗管理（PDCA）もできない。 例えば、国と同じ指標ではないが、三鷹市では、生保受給者数（18歳未満/全体）318人/3513人、一人親家庭が対象の児童扶養手当922世帯、就学援助（生保の要保護+準要保護）1424人、13.6%）。という数字がある（2014年12月三鷹市議会の一般質問に対する答弁）。	ひとつの参考数値として、生活保護受給者数（全体・18歳未満）、就学援助費支給者数及び児童扶養手当の受給者数などがありますので、その数値についても記載します。
P. 55 2 子どもの貧困対策の推進	56	● P. 55 2 子どもの貧困対策の推進 （1）現状と課題 「、といったことは決してあってはなりません。」とか「今後の総合的な取り組みが必要です。」という他人事のような作文はやめていただきたい。この計画に関係ないかもしれないが、「子どもの貧困対策法」や「子どもの貧困に関する大綱」について書き、それらにより調布市がすべきことがあれば、そのことについて記載すべきである。 （2）施策の展開 項目だけで中身が全くないのはなぜか。	（1）一部の記載を変更します。 （2）パブリックコメントを実施する段階においては、新年度予算にも関係する部分もあり、具体的な支援策を調整している段階であったため、項目出しのみの表記としていますが、最終的な確定版に至るまでには、具体的な支援内容を記載いたします。
P. 56 3 困難を有する若者の支援	57	● P. 56 3 困難を有する若者の支援 （1）現状と課題 ・全国の数字に対応した調布市の数字を記載すること。 ・P.2「子ども・若者計画」との関係は？ （2）施策の展開 項目だけで中身が全くないのはなぜか。	（1）全国の数字に対応した調布市の数字の記載につきましては、国が公表している人数、比率から算出した推定値を記載いたします。 また、「子ども・若者計画」との関係については、当該記載内容が、「子ども・若者計画」に該当することから、そのことが分かるよう表記を変更します。 （2）パブリックコメントを実施する段階においては、新年度予算にも関係する部分もあり、具体的な支援策を調整している段階であったため、項目出しのみの表記としていますが、最終的な確定版に至るまでには、具体的な支援内容を記載します。

第8章 計画の推進にむけて

項目	No	意見の概要	市の考え方
P. 59 2 計画の達成状況の点検及び評価 (2) 進捗状況の管理	58	<p>● P. 59 第8章 計画の推進に向けて 2 (2) 進捗状況の管理 待機児童（学童保育を含む）ゼロを早期に実現するように、しっかり管理していただきたい。</p> <p>調布市子ども・子育て会議を活用するに当たっては、市職員と委員だけの偏った閉鎖的な会議にするのではなく、広く、子ども、保護者、市民に開かれた会議を原則とし、開催（傍聴）案内を行う、また、第9条（意見の聴取等）だけでなく、毎回傍聴者の意見をアンケートなどで聴く、大人だけでなく子どもの意見を聴くなどの工夫をすべきである。</p>	<p>調布市子ども・子育て会議にて、計画の進捗状況を点検・評価していきます。また、幅広く意見を反映させるために、当会議の構成は、市民、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者で構成されています。</p> <p>会議の開催については、傍聴案内を市報及びホームページで周知しており、また、会議の傍聴ができなかった市民のみなさまにも、会議の結果を確認できるよう、ホームページで公表しています。</p>

資料

項目	No	意見の概要	市の考え方
資料4	59	<p>● 資料4 「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果抜粋 調査において、「就学前児童」は、0歳児、1～2歳児、3～6歳児（就学前）の3つに分けて分析することが必要でしょう、また、「小学生」は低学年と高学年に分けて分析することが必要でしょう。</p>	<p>調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査で、子どもの生年月に関する調査項目があります。必要に応じて、各年齢でのクロス集計を行い、分析を行っています。</p>
資料4	60	<p>● 資料4 「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果抜粋 資料編—17、—18 (4) お子さんの放課後の過ごし方について①（小学生全体の現在の過ごし場所）と②（低学年の希望場所）、①と③（高学年の希望場所）を比較すると、小学校低学年については、ユーフォーと学童保育の希望が現状の2倍あることがわかる（ユーフォー①18.4%、②39.0%、学童クラブ①13.8%、②27.3%）。</p> <p>一方、小学校高学年については、ほとんど差がない（ユーフォー①18.4%、②19.8%、学童クラブ①13.8%、②14.1%）。</p> <p>このことから小学校低学年の学童保育の拡充が急務であることがわかる。</p>	<p>放課後の居場所については、資料からもわかるとおり、高学年より低学年の方がより必要があることは認識しています。その点から、平成27年度の学童クラブの入会申請にあたりましては、高学年より低学年、低学年の中でもより下の学年を優先した入会判定基準としています。しかしながら、地域によっては定員を超える申込みがあり、また、今後も入会希望児童数の増加が見込まれることから、本計画に基づき、入会需要の多い地域から優先的に学童クラブの施設整備を進めていく予定です。</p>
資料4	61	<p>● 資料4 資料編—17、—18 (4) ① N=919、② N=469、③ N=469、③-1 全体 422これらの数字は全て正しいですか？ 間違っているものがないですか？</p>	<p>それぞれ正しい数値です。「小学生児童の保護者用」調査の回収数が919人分であり、そのうち、小学校1年生～3年生の回収数が469人分です。③-1の図は422人で地区を回答していない47人分を差し引いています。</p> <p>なお、資料—17(4)②、資料—18③及び③-1のデータにつきましては、いずれも「小学校1年生～3年生」の対象データですので、資料で解説できるよう記載を改めます。</p>

その他

項目	No	意見の概要	市の考え方
その他	62	<p>健診の時の対応について</p> <p>現時点の健診の対応スタッフの方の対応レベルがまちまちで、やたらとタメ口で話す方がいたり、上から目線で指導するかたもいて、それだと子育ての悩みは相談しづらいです。せっかく相談できるチャンスだと思って相談する気持ちになれませんでした。</p> <p>真摯に健診にきた人の話を受け止めて相談しやすい雰囲気を作って欲しいです。正直、息子の3才健診であたった先生やスタッフの方には複数名、タメ口で話す方がいてがっかりしました。子供にはよいですが、大人にはタメ口は失礼だと思います。</p>	<p>各種健康診査事業は、医師による健診のほか、専門職員による個別の育児相談も行っています。スタッフの対応により、相談できなかったということ、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>今後、健診時の対応につきましては、従事職員に周知し、改善に努めてまいります。</p>

項目	No	意見の概要	市の考え方
その他	63	新制度になっても、保育園での障害児枠が減ったり対応の水準がさがったりしないようにしてください。新設されていく保育園にも必ず障害児枠を設けてください。	障害児保育につきましては、子ども・子育て支援新制度施行後も現行の保育水準の維持・向上を目指してまいります。新設園の障害児枠につきましても、調布市障害児保育実施要綱に基づき今後も対応してまいります。 なお、職員の対応につきましては、誤った情報を伝えることがあってはなりませんので、正確な対応を行えるよう、情報共有を図ってまいります。
その他	64	新制度になっても、保育園での障害児枠が減ったり、対応の水準が下がらないようお願い致します。新設されていく保育園にも必ず障害児枠を設けて下さい。 →わが娘の1歳での保育園申し込みの際には、市役所の方から、「障害児は3歳の障害児枠から申し込んで下さい」と平気で間違った指示をされ、正社員で続けてきた仕事に何としても復帰したい私は、1歳の娘をどうしたらいいのだろう、と血の気が引く思いでした。結局、間違った情報だったことが分かり、普通枠で申し込み、幸い最高の”〇〇保育園”に入園できたのですが、市役所で働く人の教育がなっていない、と実感した1例でした。またその際の、その男性の差別的な対応が忘れられません。もう少し市役所職員の、人としてもそうだし、教育のレベルを上げて欲しいと強く思った事件でした。 (注)一部の固有名詞について、「〇〇」の表記とさせていただきます。	
その他	65	新制度になっても、幼稚園での障害児の対応の水準がさがらないように働きかけていってください。心身障害児教育事業費補助金は継続してください。	子ども・子育て支援新制度施行後につきましても、障害児に関連する、特別に必要な情報提供や共有事項等を引き続き、各施設に周知してまいります。また、心身障害児教育事業費補助金の施設への補助につきましては、新制度の動向を踏まえながら、現時点では継続してまいります。
その他	66	学童クラブの利用が全国的に6年生まで拡大されるということですが、そのために障害児の受け入れが減らないようにしてください。また、学童クラブが新設された時には必ず障害児枠をつくってください。	平成27年度以降も現状と変わらず、障害児枠を設けて運営をしていくとともに、学童クラブの新設時も同様に障害児枠を設けていきます。また、平成27年度の学童クラブ入会申請では、新たな入会判定基準を設け、障害児の入会がしづらくなるよう、加点を行い配慮しています。
その他	67	学童クラブの利用が全国的に6年生まで拡大されるということですが、そのために障害児の受け入れが減らないようにしてください。また、学童クラブが新設された際には、必ず障害児枠を設けて下さい。 →障害児の両親も働いています。社会に貢献する責任ある仕事をしています。その間、安心して子供を預けられる場所をどうか確保下さい。また、学童クラブで健常児と一緒に時間を過ごすことで、障害児はどんどん刺激を受け、大きく成長することができます。	
その他	68	ユーフォーを障害児が利用しやすいようにさらに配慮してください。	障害児や支援の必要な児童へ配慮は必要な取り組みと認識していますので、今後の参考意見として承ります。
その他	69	新制度になっても保育園、幼稚園、学童などでの障がい児への対応水準が低くならないよう今後ともご尽力頂きたいです。	それぞれの施設での障害児への対応につきましては、子ども・子育て支援新制度施行後も現行の水準の維持・向上を目指してまいります。
その他	70	障がい児枠で保育園に入園する場合、両親共にフルタイム勤務、市の保育給付認定書では保育標準時間認定(7-18時)で内定が出ているにもかかわらず、保育園からは「障がい児は9-16時でお願いしている」と断られることがあると聞きしました。保育士の人数不足が理由のようですが、障がい児だからというだけで対応に制限があるのは残念です。これでは障がい児を育てている親は仕事できません。園側の一方的な都合で保育時間を決めるのではなく、保護者の勤務時間に基づき保育が必要とされる時間にきちんと園が対応する努力をするよう、行政からの指導を徹底していただきたいと思います。	障害児であるという理由から、保育標準時間認定でその定められた時間から更に制限するような特例を設けていません。施設型給付対象の各園に対し、改めて周知してまいります。
その他	71	両親フルタイム勤務、障がい児枠で子供の保育園入園が決まったものの、(両親共にフルタイム勤務、市の保育給付認定書では保育標準時間認定(7-18時)で内定)保育園からは「障がい児は9-16時でお願いしている」と、早朝や夕方以降の保育を遠回しな言い方で拒否されました。保育士の人数不足が理由のようですが、これでは障がい児を育てている親は仕事できません。障がいの有無に関わらず、保護者の勤務時間に基づき保育が必要とされる時間に園が対応できるよう、各園には努力してもらいたいですし、調布市にはそれを実現するための施策をお願いしたいです。	

項目	No	意見の概要	市の考え方
その他	72	差別的、また人間的にも適切ではない人物を保育園の園長に配置しないよう、できるだけご配慮頂ければと思います。(具体的事例を列挙)	監査や親からの意見収集に関連し、市では、第三者評価の受審が必要であると考 え、積極的な受審を促すための支援を行っています。今後も継続し、質の維 持・向上に繋がる取り組みを行ってまいります。 また、一定以上の保育の評価をもって、保育施設に補助金を支給することはいた しません、それぞれの園での取り組みを共有することを、施設長が集まる会議 で行っていますので、引き続き保育の質の向上の観点からも、共有を図ってまい ります。
その他	73	近隣住民から保育園に対し、子供の声がうるさいと苦情があったり、保育園新設 への反対運動があったりする、との残念な話をニュースなどで聞きます。子供は 日本の将来を担っていく大切な宝であるということを、子育てしていない、関わ りのない世代(高齢者、独身もしくは子供のいない世帯、学生、子供等)にも広く 啓蒙して頂きたいです。	既存施設につきましては、その保育施設の近隣住民の方に御理解をいただき、運 営がされています。しかしながら、子どもの声に対する御意見をいただくことが あることも事実です。現在、保育施設の開設の際は、運営法人による個別訪問等 による近隣説明を行っています。今後につきましては、引き続き、運営法人に よる近隣説明を行うとともに、必要に応じて、市からも保育事業について丁寧 に説明させていただき、御理解いただけるよう努めてまいります。
その他	74	いつも私達のために ありがとうございます 子ども条例はとても素晴らしいですね私たちがこの条例にもとづいて子どもたち の育ちをささえていただいているという環境は大変ありがたいと感じております このような素晴らしい条例をいかして子育てのしやすい街調布になるといいなと 思います また、緑と水に恵まれた自然を大事にするということもかかれていますのでそこは ほかの部署と連携し子どもたちのために緑や水を守っていくという視点で街づく りができたらいいと思います また 日本も少子化と言われていますが調布は全国に比べ人口が増えており保育園 の待機児童の解消問題などがありますが 子どもの育ちや子育てをたのしむことが できるようにする ためには親の働き方の見直しがひつようです 子どもと一緒にいる時間を増やすということが子供の心身をすこやかにはぐくむ ために必要になってくると思います 子供を考えるとときにその親の環境と一緒に考えてかないと問題の解決にならない ことがあります 広い部分で大人達が子どもの育ちを支えるようなそんな仕組みがあるとこの子ど も条例も生きてくるのではないのでしょうか またこれから特別な配慮が必要な子どもや発達障害の子供達が増えると予想され ます その一番の解決方法としては学校での大人の数を増やすことです 昔は50人クラスだったと言う人もいますが、今と昔とは環境や社会が違います その違いをしっかりと理解した上で調布として 本当に困っていることは何だろう と考えていけたらいいと思います そのためにまずは大人の数をふやして欲しいと思います それは子供に目をかけるということあなたを大事にしているのだというメッセ ージが込められています 是非実現してほしいと思います またデートDVや性感染症の問題など子供たち教えてかなければいけないこともあ わせて考えてくださるとありがたいです どうぞよろしく願いいたします	これまで、調布市子ども条例の理念を具現化するために、調布っすこやかプラ ン(調布市次世代育成支援行動計画)を策定し、様々な事業を展開してきまし た。この調布っすこやかプランの基本的な考え方等を(仮称)調布市子ども 子育て支援事業計画(案)に継承していきます。 頂いた御意見も参考に、引き続き、子ども条例の理念のもと、子ども・子育て施 策に取り組んでまいります。